

## 第7章

# 廃棄物の状況

## 1. 市内廃棄物排出量の状況

### (1) 一般廃棄物関係

#### ① ごみの収集

本市においては、家庭からの一般廃棄物のうち燃やすごみは週2回、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶・びん、ダンボールはそれぞれ月1回の定期収集を行っており、平成16年10月からは、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトルの容器包装廃棄物3品目についても、月1回の定期収集を実施している（平成17年度からその他プラスチック製容器包装は月2回収集）。また、ダンボールに併せて、紙パックの収集も行っている。平成30年度のごみ処理の状況及びごみ処理の推移は、次図のとおりである。

#### ② ごみ焼却施設

本市の廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設（准連続燃焼式－流動床式 80t/日 40t/16H×2炉）は平成6年3月に竣工し、燃やすごみを焼却処理してきたが、廃棄物処理法の一部改正に伴い、排ガス中のダイオキシン類濃度5 ng－TEQ/Nm<sup>3</sup>以下、CO濃度1時間平均値100 ppm以下等を達成する為に、排ガス高度処理施設を平成15年3月に設置した。また、施設の長寿命化のため、平成25年～27年度まで大規模改修を実施した。

#### ③ 資源化等の対策

本市においては、循環型社会の構築のため、ごみの排出抑制や、ものを大切にし、再使用することを実践してもらうとともに、限られた資源の有効活用を図るため、効率的な回収・資源化を行うことを基本方針とし、市民への啓発を図っている。また、廃棄物循環型施設として、平成8年4月から粗大ごみ処理施設（処理能力：23t/日）を、平成16年10月からリサイクル施設（処理能力：6t/日）を稼働している。

粗大ごみ処理施設は、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶・びんの3系列の処理により、ごみの中の鉄やアルミ、カレットなどを選別し、資源の再利用と埋立量の減量化が図れるようにしていることから、昭和60年2月に周世地区に設置した不燃物最終処分場（埋立許可容量 227,500 m<sup>3</sup>）への搬入量は、施設稼働後減少している。

リサイクル施設は、これまで燃やすごみとして処理されていたごみの中から、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトルの容器包装廃棄物3品目を圧縮梱包して資源の再利用と焼却量の減少を図っている。

また、廃棄物の減量・資源化を目的とした「資源ごみ集団回収奨励事業」を平成2年10月1日から実施し、資源ごみ回収登録団体への奨励金を1キログラムにつき4円助成している。平成30年度の回収量は、1,082tであった。

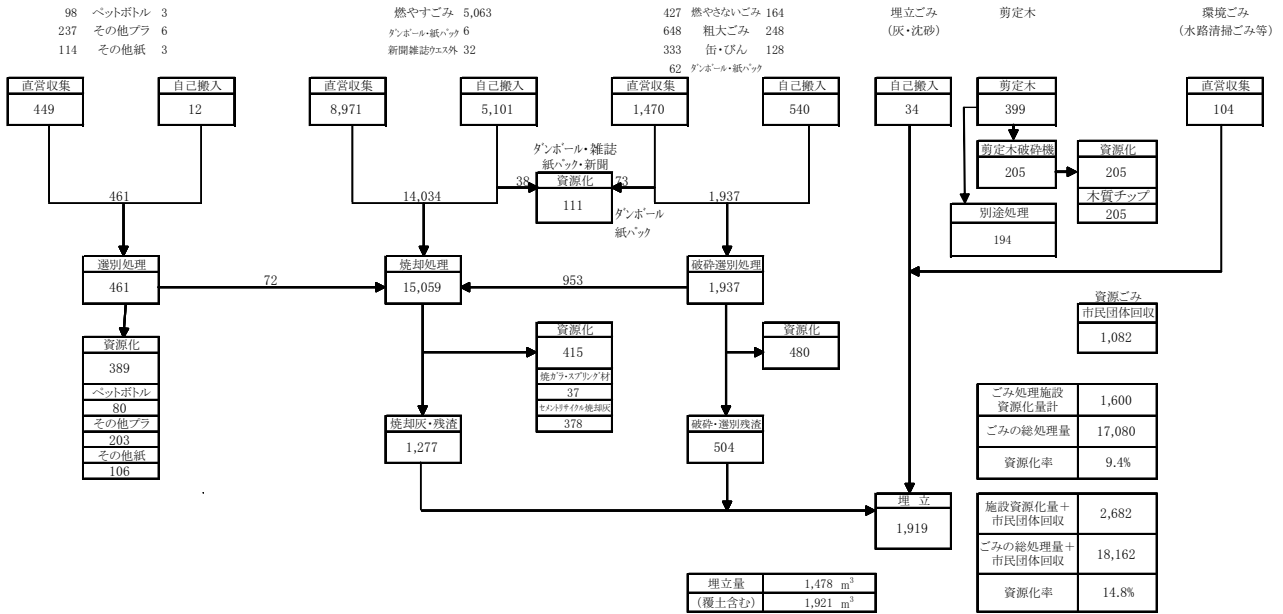
さらに、地域団体、関係事業者及び市関係部局で組織する「ごみ問題対策等懇話会」や市内の量販店等で組織する「量販店ごみ減量対策協議会」を設け、資源の有効活用に

関する意識啓発を図るとともに、実践の輪の拡大に努めている。

なお、平成30年度のごみの資源化量は2,682t（ごみ処理施設1,600t、  
 集団回収1,082t）となっている。

### ごみ処理の状況（平成30年度）

(単位: t)



## (2) 産業廃棄物関係

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令において、工場などの事業活動から出る廃棄物で、汚泥、廃油、廃プラスチック類、建設廃材など20種類の品目及び特別管理産業廃棄物が規定されており、その排出者である事業者が自らの責任において処理しなければならないと定められている。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、平成15年6月に不法投棄の未然防止のための厳格化等を内容とする改正が、平成16年4月には国の役割の強化による不適正処理事案の解決、罰則の強化などによる不法投棄の撲滅などを内容とする改正があった。平成17年5月には産業廃棄物管理票の強化等に関する改正、平成18年2月には石綿の無害化処理認定制度の創設に関する改正、平成20年度には産業廃棄物の「木くず」の区分に関する改正が行われた。また、平成22年5月には、排出事業者による適正な処理を確保するための対策強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化及び排出抑制の徹底などを柱とする改正が行われた。

なお、県及び市においては、廃棄物処理施設の設置、または廃棄物処理等を行おうとする者に対する事前指導等に係る手続きなどにより廃棄物処理の適正化の推進に努めている。

本市における主要工場からの産業廃棄物の量は、次表に示すとおり総排出量34,518.3tであり、前年度より増加している。処分地においては市内処分20%、市外処分80%の状況となっている。

また、特定建設作業実施届出書によると建設工事等により排出されたコンクリート片、アスファルト片、木くず等の建設廃材は約8,700m<sup>3</sup>であり、これらは主に中間処理施設等において処理がなされ、再利用されている。

主要工場等の産業廃棄物量と処理状況

(t/年)

種 類 \	処理方法	焼 却	埋 立	再利用	売 却	計
燃 え が ら	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	0.0	234.3	3,965.0	0.0	4,199.3
	計	0.0	234.3	3,965.0	0.0	4,199.3
汚 泥	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	74.9	3,278.7	7,153.1	326.1	10,832.8
	計	74.9	3,278.7	7,153.1	326.1	10,832.8
廃 油	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	5.4	6.0	150.7	0.0	162.1
	計	5.4	6.0	150.7	0.0	162.1
廃酸・廃アルカリ	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	2,069.4	0.3	93.9	0.0	2,163.6
	計	2,069.4	0.3	93.9	0.0	2,163.6
廃プラスチック	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	218.7	487.6	1,974.7	0.0	2,681.0
	計	218.7	487.6	1,974.7	0.0	2,681.0
ガラス・煉瓦くず	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	1.1	657.6	603.8	0.0	1,262.5
	計	1.1	657.6	603.8	0.0	1,262.5
集じんダスト	自家処理	0.0	0.0	350.2	0.0	350.2
	委託処理	0.0	608.5	3,922.5	0.0	4,531.0
	計	0.0	608.5	4,272.7	0.0	4,881.2
木くず	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	0.0	0.0	808.8	0.0	808.8
	計	0.0	0.0	808.8	0.0	808.8
鋳さい・金属くず	自家処理	0.0	0.0	1,183.0	0.0	1,183.0
	委託処理	12.9	572.8	2,290.0	2,712.2	5,587.9
	計	12.9	572.8	3,473.0	2,712.2	6,770.9
その他がれき類等	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	558.1	63.1	134.9	0.0	756.1
	計	558.1	63.1	134.9	0.0	756.1
計	自家処理	0.0	0.0	1,533.2	0.0	1,533.2
	委託処理	2,940.5	5,908.9	21,097.4	3,038.3	32,985.1
	計	2,940.5	5,908.9	22,630.6	3,038.3	34,518.3

(注) 市内協定工場のばい煙等測定結果報告書による